

居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録(保存用)

年 月サービス提供分

区 分	1 新規	2 継続	3 廃止
-----	------	------	------

※以下「大臣基準告示」とは、「厚生労働大臣が定める基準」(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)第84号を指すものとする。

1 常勤の主任介護支援専門員の状況 大臣基準告示イ(1)・ロ(2)・ハ(2)関係 【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】

①主任介護支援専門員氏名	
①主任介護支援専門員研修 修了年月日	平成/令和 年 月 日
②主任介護支援専門員氏名	
②主任介護支援専門員研修 修了年月日	平成/令和 年 月 日

← 加算Ⅰの場合のみ2名必要

加算Ⅱ・Ⅲの場合、2人目は記入不要

2 介護支援専門員の状況 大臣基準告示イ(2)・ハ(3)関係 【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】

介護支援 専門員数	人	内 訳	常 勤	専従	人	非常勤	専従	人
				兼務	人		兼務	人

※主任介護支援専門員を含めない。

「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」及び介護支援専門員の名簿(介護支援専門員の登録番号を記載したもの)を添付すること。

3 会議の開催について 大臣基準告示イ(3)関係 【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】

利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る 伝達等を目的とした会議をおおむね週1回以上開催している。	有 ・ 無
開催年月日	

※「有」の場合には、開催記録を添付すること。記録は2年間保存しなければならない。

議題については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号)第3の11(3)③に沿った議事を含めること。

4 24時間常時連絡できる体制等の確保 大臣基準告示イ(4)関係 【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】

24時間常時連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の 相談に対応する体制を確保している。	有 ・ 無
具体的な方法	

※「有」の場合には、具体的な体制を示した書類の添付でも可とする。

5 利用者の状況(報告月の状況)

(1)要介護3～5の割合 大臣基準告示イ(5)関係

【加算Ⅰ】

利用者数 (合計)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護3～5の割合
人	人	人	人	人	人	%

(2)介護支援専門員1人あたりの利用者数 大臣基準告示イ(10)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】

利用者数(A)	人	介護支援専門員数(B) (常勤換算)	人	1人あたり利用者数 (A)÷(B)	人

※利用者数(A)は、介護予防支援に係る利用者数に、2分の1を乗じた数を含む。

6 計画的な研修の実施について 大臣基準告示イ(6)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】

介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。	有	・	無
---------------------------	---	---	---

※「有」の場合には、研修の実施計画及び実施状況を示した書面を添付すること。

7 地域包括支援センター等との連携について 大臣基準告示イ(7)・(8)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】

(1)地域包括支援センターから支援困難な利用者の紹介があった場合)当該利用者に居宅介護支援の提供を開始した。	有	・	無
	開始件数 :		件
(2)地域包括支援センターから支援困難な利用者の紹介があった場合には、引き受けられる体制を整えている。	有	・	無
	具体的な体制 :		
(3)地域包括支援センター等が開催する事例検討会等がある場合)当該事例検討会等に参加した。	有	・	無
	参加年月日 :		

8 減算の適用について 大臣基準告示イ(9)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】

(1)運営基準減算が適用されている。	有	・	無
(2)特定事業所集中減算が適用されている。 ※「居宅介護支援における特定事業所集中減算チェックシート」(特定事業所集中減算に係る届出書)にて確認すること。	有	・	無

9 実習の受入れについて 大臣基準告示イ(11)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】

介護支援専門員実務研修の科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」に協力又は協力体制を確保している。	有	・	無
--	---	---	---

10 共同での事例検討会、研修会等の実施について 大臣基準告示イ(12)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】

他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。	有	・	無
	実施年月日 :		

※「有」の場合には、研修の実施計画及び実施状況を示した書面を添付すること。

11 退院退所加算の算定状況について 大臣基準告示ニ(1)関係

【加算Ⅳ】

前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算(Ⅰ)イ, (Ⅰ)ロ, (Ⅱ)イ, (Ⅱ)ロ又は(Ⅲ)の算定に係る病院, 診療所, 地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上である	有 ・ 無
--	-------

※「有」の場合には, 連携の回数分かる書面を添付すること。

12 ターミナルケアマネジメント加算の算定状況について 大臣基準告示ニ(2)関係

【加算Ⅳ】

前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定している。	有 ・ 無
--	-------

※「有」の場合には, 加算の算定回数分かる書面を添付すること。